

(仮称)苦小牧市民ホール建設に関する専門部会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称)苦小牧市民ホール建設検討委員会(以下「委員会」という。)に対して(仮称)苦小牧市民ホールの活用等に関して具体的な意見等を述べることを目的とした専門部会を設置する。

(意見等)

第2条 専門部会は、次の各号に掲げる機能ごとに設置し、それぞれ当該各号に規定する機能に関する活用等について委員会に対し意見等を述べるものとする。

- (1) 活動
- (2) 鑑賞
- (3) 展示・窓口

(専門部会員の選任)

第3条 各専門部会員は、5人以内とする。

2 専門部会員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 関係団体の代表又はその推薦を受けた者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

(専門部会員の任期)

第4条 専門部会員の任期は、(仮称)苦小牧市民ホール建設基本計画策定事業終了の日までとする。

(代表者)

第5条 各専門部会に代表者を置く。

2 代表者は、専門部会の司会を務め、意見を取りまとめる。

(招集)

第6条 各専門部会の会議は、市長が招集する。

(専門部会員の謝礼及び交通費)

第7条 専門部会員の謝礼は苦小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払いに関する要綱の規定により、交通費は旅費支給条例施行規則に準じて支払うものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、市民生活部市民ホール建設準備室及び関係部局等において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。